

各 位

(公社)新潟県宅地建物取引業協会
会 長 河 端 信 雄

指導研修 田 村 修
委 員 長



令和2年度第3回業務研修会の開催について(ご案内)

拝啓

厳寒の候、ますますご清栄のことと大慶に存じます。

平素、本会の会務運営に際し、格別なるご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、宅地建物取引業法第64条の6にもとづく、業務研修会を下記のとおり開催致したく存じます。

今回は新型コロナウイルス感染防止対策と、先般のアンケート結果にもとづき、会場での受講とオンラインでの受講(会員限定)を試みる事と致しました。

ご多用中のところ誠に恐縮に存じますが、ご出席を賜りたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時・会場

(1) 会場で受講

開催日時	会場	定員
2月4日(木) 受付 午前9時 研修 午前9時30分~12時	『長岡リリックホール』 長岡市千秋3-1356番地6 TEL 0258-29-7711	200名
2月4日(木) 受付 午後1時30分 研修 午後2時~4時30分	『新潟テルサ』 新潟市中央区鐘木185-18 TEL 025-281-1888	1500名
2月5日(金) 受付 午後1時 研修 午後1時30分~4時	『デュオ・セレッソ』 上越市西城町3-5-20 TEL 025-526-3111	200名

2. ご注意・その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症を予防するために、座席間隔を離し、十分な換気を実施した上で開催致します。研修会に参加される際には、必ずマスクの着用をお願いいたします。また当日、発熱や咳など、体調に不安のある場合は参加を控えてください。
- (2) 各会場共に先着順で、定員を超えた場合はご入場をお断りさせていただく場合がございますのでご了承ください。

3. 研修テーマと講師

テ マ と 講 師	<p>(第1部)</p> <p>○研修：「賃貸住宅の管理業務等の適正化法について」 ≪ (一社)全宅管理協会の入会メリットの紹介 ≫</p> <p>○講師：(一社)全国賃貸不動産管理業協会新潟県支部 支部長 水本孝夫</p> <p>○研修：「おさえておきたいシロアリの基礎知識」</p> <p>○講師：日本長期住宅メンテナンス有限責任事業組合 チーフ技術コンサルタント 川端健人様</p> <p>(第2部)</p> <p>○研修：「遂に施行された民法改正の建物賃貸借の実務に対する影響の確認」</p> <p>○講師：武市法律事務所 弁護士 武市吉生様</p> <p>○聴講のポイント：今般の民法改正は、建物賃貸借については、今までの実務上のルールを明文化したに過ぎない改正点（賃貸不動産が譲渡された場合・借借人の原状回復義務・敷金に関する各ルールの明確化等）もあり、この点は実務を大きく変えることはありませんが、一方で、借借人による修繕（新607条の2）・賃借物の一部滅失等による賃料の減額等（新611条）や連帯保証に関する改正点は今までの実務を大きく変える改正であり、実際、今まで使用していた建物賃貸借契約書や連帯保証引受承諾書等の建物賃貸借に係る書式を変更する必要があります。そのため、本講義では、建物賃貸借についての改正ポイントや建物賃貸借に係る書式の変更を要する点を、具体的な相談・紛争事例を示しつつ解説していただきます。</p>
-----------------------	---

以上

(公社)新潟県宅地建物取引業協会

事務局 宛 (FAX 025-247-0131)

令和2年度第3回業務研修会

会場に

出席致します。

参加者氏名		連絡先 電話番号 (携帯可)	
-------	--	----------------------	--

上記に記入しFAXで送信されるかTEL025-247-1177へ電話にてお申込みください。